

社会福祉法人育桜福祉会 令和 7 年度事業計画書

昭和 56 年（1981 年）2 月の法人設立から 44 年が経過し、令和 7 年（2025 年）4 月現在、日中活動サービス事業所（通所）10 か所、障害者支援施設（入所）1 か所の施設を中核に、指定特定相談支援事業所 1 か所、身体障害者福祉会館 1 か所、グループホーム 13 か所をはじめ、法人独自に設置した、障害がある方たちの地域生活を支援するための地域生活支援室などを運営しています。

法人の全体運営に関しては、毎月実施する経営企画会議、管理職会議、補佐会議においてそれぞれの会議の機能を整理し、企画・協議・検討・意思決定をより組織的に行うとともに、常設委員会の活動促進を図り、必要な課題検討を進められるよう工夫してきました。特に補佐会議は年間 2 回の研修を実施し、法人の基本理念及び基本方針の理解を深め、それぞれの事業所における OJT の充実につながるよう取り組みました。

令和 7 年度は法人の第 4 期中期計画（令和 6 年度～令和 10 年度）の 2 年目として、同計画に掲げる「利用者支援の充実」「職員の確保・定着に向けた取組みの更なる強化」「活力ある法人経営の取組みの強化」を事業の骨格とし、各事業所における支援の充実と安定した組織運営に取り組みます。

また、令和 6 年 10 月に開始した計画相談センターいくおうについては、業務の整理と体制の強化を図り着実な運営を定着させます。

また、中原区において新たに生活ホームいくおう・中丸子（仮称）の開設に向けた準備を着実に進めます。

1 法人共通重点運営項目

(1) 利用者支援の充実

法人の基本理念及び基本方針に基づき、障害のある方が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、引き続き日常の支援を進めるとともに、利用者の想いを汲み取り、地域における望む暮らしを実現するため、客観的な根拠に基づく意思決定のための支援を推進します。

それぞれの事業所で取り組む各種活動の内容を整理し、個別のニーズに応じた日中活動を提供できる事業所づくりに取り組みます。その中で事業所の強みを明確にし、事業所の魅力として利用者・職員が感じることができるよう工夫します。

支援の専門性の向上に向けて、サービス管理責任者研修や強度行動障害支援者養成研修などの法定研修を受講した職員を対象とするフォローアップ研修などを法人独自に企画実施することで、専門的な支援の実践を促進しやすい環境づくりを行うとともに、支援等に悩んだときに相談し合える環境づくりについて検討し、試行します。

日々の利用者支援においては本人を主体とするサービス提供となるよう、引き続き個別支援計画の説明に際しては、可能な限り分かりやすくまとめた補助資料なども活用し、利用者本人にできるだけ分かりやすく説明する工夫を行うなど、日常生活における意思決定支援を重視します。

併せて、利用者支援の充実に資するため、内部自主点検・利用者満足度調査・第三者評価を計画的に実施し、課題や強みを抽出するとともに、改善やさらなる向上を図ります。令和 7 年度は、内部自主点検を「こぶし園」、「ゆずりは園」、「小向このはな園」、「北部身体障害者福祉会館作業室」、「わーくす高津」、「第 1、2、4、5、7 生活ホームいくおう」及び「生活ホームいくおう・第 1 神木、第 2 神木」で取り組み、利用者満足度調査を「わかたけ作業所」、「白楊園」、「あかしあ園」、「いぬくら」、「北部身体障害者福祉会館作業室」、「わーくす高津」、「桜の風」、「陽光ホーム」、「第 3、6、9 生活ホームいくおう」及び「生活ホームいくおう北加瀬、上作延」で取り組むこととし、「しらかし園」、「桜の風」において、福祉サービス第三者評価を受審することとします。

また、グループホームについては、安定した運営体制を確保するとともに、新たなグループホーム「(仮称) 生活ホームいくおう・中丸子」の開設を関係各所と連携し進めます。

(2) 職員の確保、定着に向けた取組みの更なる強化

年々深刻化する労働人口の減少は全産業共通の課題であり、とりわけ厳しい状況にある障害福祉分野においては一層人材確保の困難さが増している状況にあります。

新たな人材を確保するための努力だけにとどまらず、当法人を選択して入職した職員が定着し、活躍し続けることが重要なテーマとなります。そのために、業務を通じて働きがいを実感し、自己の成長の手ごたえを持ちながら、前向きに意欲を発揮できる職場環境づくりを目指します。

目標管理の手法を活用した人材育成の取り組みを着実に進め、職員一人ひとりの業務的な関心を成長の機会とし、成長を支えるため「学びとやりがいを共感しあえる支持的なコミュニケーション」を充実させることで、業務を通じて行う人材育成（OJT）を重視します。

また、育児・介護休業法の改正に伴う諸規則及び諸規程の改定を行い、育児や介護などの家庭生活と両立できる職場環境を整えることや、ICT の活用とデジタル化の推進等による職員の負荷の軽減を図ることにより、仕事と私生活を両立し安心して働き続けることができる職場環境づくりを推進します。

新たな人材の確保においては、障害福祉の仕事の魅力を知っていただくための「オープンカンパニー（短期間の職場体験や見学など）」を実施するほか、職員が感じる育桜福祉会の魅力を学生に伝える機会を設けるなど、効果的で機動性の高い採用活動となるよう引き続き取り組むことに加え、外国人労働者の活用に関する情報収集を進める

など、様々な人材確保の可能性を検討し工夫します。

(3) 活力ある法人経営の取り組みの強化

法人の各種会議・常設委員会及び各種業務担当は、一体感を持ち着実に組織を運営していくための機能として、特に経営企画会議における活発な議論と効果的な合意形成プロセスを重視します。また、定例開催している管理職会議・補佐職員会議・事務員会議についてはオンラインを活用した開催方法の工夫を継続し、会議の効率的な実施と併せて、事業所における実行機能を促進するための組織的なコミュニケーションの場とします。

さらに、次世代を担う役付職員の育成も重要なテーマとして捉え、補佐職員研修を実施するとともにサービス管理責任者を養成する法定研修にも積極的に職員を派遣し、安定的な組織体制づくりに努めます。

法人運営の中心的な役割を担う管理職及び補佐職も、業務を通じて行う人材育成(OJT)の対象であることを自覚し、日常の業務の中でそれぞれの個別性に応じたステップアップを図れるよう努力します。

各事業の運営については、中間ヒアリングの機会を活用した情報共有などを通じて利用定員と現状の利用率を把握するとともに、人員配置や勤務の実態把握を進め、効果的で効率的な経営に努めます。併せて、事業所の定める組織目標の中で事業所の課題、強み、方針などを職員と丁寧により共有し、効果的な組織運営体制づくりに努めます。

特に職員体制を適正で安定したものとするため、契約職員採用の工夫を引き続き行い、事業所の経営状況とバランスの良い適正な人員構成を築きます。

また、入所施設及びグループホームでは、災害時の地域との連携も視野に入れ、地域住民等に知っていただく機会として地域連携推進会議を開催し、近隣住民との交流機会を創出することで支援の質が高く保てるよう努めます。

2 事業別重点運営項目

(1) 日中活動サービス事業所・身体障害者福祉センター

◎ 多機能型事業所(生活介護事業所及び就労継続支援B型事業所)

① わかたけ作業所（利用定員 55 名：生活介護 45 名・就労継続支援B型 10 名）

▼ 《地域資源活用プログラムの実施》

社会資源の活用や休日の過ごし方の提案に繋がるよう、地域資源活用プログラムを実施します。交通機関を利用する際のマナーの学習や、買い物の際の支払いの経

験を重ねることなどで、生活能力の向上を目指します。又、行き先や内容については、ご本人の意思を汲み取ることができるよう選択の幅や提示方法について対策を講じます。

▼《利用者一人ひとりに合わせた作業活動の提供》

生産活動・作業活動を日中活動の基本として位置づけ、利用者個々の特性や作業能力に合わせて提供します。現在の工賃水準を維持しつつ、必要に応じて新規作業の開拓や導入を実施します。

▼《地域と交流する機会の拡大》

障害者週間の取組みである「わかたけおまつり」を実施します。町内会に出店を依頼し、地域住民と共に取り組める行事とします。また、日頃から町内会などが主催する地域行事への計画的な参加や、施設の備品や会議室の貸し出し等も継続して行い、地域との交流を深めていきます。

② 白楊園（利用定員 80 名：生活介護 65 名・就労継続支援 B 型 15 名）

▼《地域社会資源の積極的な活用》

活動を通じた社会参加の機会が広がるよう、各活動の実施に際しては地域の社会資源を積極的に活用できるよう企画し、実施します。

- ・ 外出の機会には移動手段として事業所の車輛ではなく公共交通機関を積極的に活用します。
- ・ 身近な公園や公共施設、店舗や商業施設などを利用します。
- ・ 地域の町内会や外部他団体主催の行事には計画的に参加します。

▼《利用者の意思を尊重する支援》

利用者の意思を大切にし、思いを表明し実現に向けていけるような関わりや環境づくりに取り組みます。

- ・ わかりやすい手がかりや情報提供の方法について事業所として取りまとめます。
- ・ 職員は意思表示しやすい安心できる良好な関係を築きます。
- ・ 様々な経験が、次の意思決定の機会に活かせるよう他の職員と共有できる仕組みづくりを行います。

▼《変化するニーズに対応した支援》

利用者の様々な可能性に目を向け、活動の中で発見される力や強みに着目した支援を重視します。

- ・ 日々の関りの中で見られる様子をアセスメント情報として整理・蓄積します。
- ・ 過去の様子と現在の様子を比較し、加齢による変化や家族背景の変化を捉え、現在の生活の中で生じる支援ニーズに対し、各種関係機関と連携し支援します。

- ・ 医師、理学療法士などの専門職からの評価や助言に基づく必要な支援を提供します。

③ しらかし園（利用定員 37 名：生活介護 25 名・就労継続支援 B 型 12 名）

▼ 《地域との交流の更なる充実》

地域の方や外部関係者の障害に対する理解と関心をさらに広げるために、施設の見学会や清掃活動、ボッチャ体験、洋服ポストなどの活動をこれまで以上に、地域との繋がりがもてる交流機会と意識して取り組みます。

▼ 《障害特性に配慮した質の高い支援の実施》

障害特性に合わない関わり方や環境によって生じている生活の困難さに目を向け、障害特性を理解し、特性に合わせた関わり方や環境の工夫により困難さが軽減できるよう職員間の情報共有や学習を通じて職員の専門性を高めます。

▼ 《いつまでも元気に過ごせる身体づくりの取り組み》

現在の生活を安定的に継続出来るよう個別の状態に合わせた運動やリハビリ、楽しみながら身体を動かすことのできる活動を通じて身体機能維持へ繋がります。

▼ 《就労継続支援 B 型事業 生活に必要なスキルの向上》

日常生活をより自立的に営めるよう、日常生活に必要なスキルとして『自分の健康への関心』『日常生活に関するスキルの獲得』『良好な対人関係づくり』『社会的なマナーの習得』などをテーマとし、体験や学習を通じて生活に必要なスキルの向上を目指します。

◎ 生活介護事業所

① こぶし園（利用定員 40 名）

▼ 《活動内容の充実》

日中活動として実施している日々のレクリエーションやリハビリ等の活動時間を増やします。プレイホールの活動やドライブなど班が合同で行う活動を設けることで、個々の利用者が様々な活動に参加する時間を作ります。また、利用者の希望に応じて 1 日外出の機会を作り、地域での体験を積み重ねていけるよう支援します。

▼ 《地域のニーズに合わせた対応》

地域のニーズである医療的ケアが必要な利用者の受け入れについて、居室環境や看護体制を整備し地域資源としての役割を果たせるようにしていきます。同時に、医療的ケアが必要な利用者の活動時間を拡大やプレイホールの活用など、活動内容の充実を図ります。

▼《意思決定のプロセスを大切にしたい支援》

利用者への丁寧な説明と安心して意思を表出できる環境を整え、日常生活場面において体験を重ねながら選択することを練習します。日々の生活やサービス提供場面において見られた利用者の表情や行動の様子は、意思決定の根拠となるように記録を積み重ねていきます。意思決定のためのアセスメントを丁寧に行い、利用者の意思実現をサポートします。

② ゆずりは園（利用定員 50 名）

▼《職員の観察力の向上と利用者の新たな経験の拡充》

日常生活や活動の中で表出される本人の行動や発言、普段の様子との違いなどの変化に気づくための職員の観察力を養います。そのために、日々の記録を丁寧に残すことを強化します。また、利用者の持つ力の可能性を探る視点を持ち、新しい体験にチャレンジし経験が広がるよう支援します。

▼《パン製造や販売に関わる機会の充実》

利用者の社会参加を促進するため、店舗及び外部での販売の機会を増やします。また、より多くの利用者がパン製造や販売の工程に関わり、地域のお客様に販売することの充実感や喜びを得られる活動にします。

▼《地域社会との繋がりの方機会の充実》

地域の一員として町内会での清掃活動などで交流を図ると共に、防災訓練をはじめとする園主催のイベントに近隣住民をお招きします。障害福祉への関心と理解をひろげ、障害者の社会参加を地域とともに考える機会を増やすとともに、サービスの透明性や質の向上などを目指し、地域関係者を交えた会議を開催します。

③ あかしあ園（利用定員 40 名）

▼《共通の目標に向けて協働し合えるチーム作り》

ア 課題解決に向けた会議やミーティングでは、理想の状態を言語化した上で話し合いを進め、期日や役割分担を明確にした上で協働作業を進めます。そのためのフォーマットも整備します。

イ 毎日の全体職員打ち合わせは、価値観の共有を図る最適な場面となるため、議事進行内容を新しくし、課題だけでなく利用者の長所や可能性を日々全体で共有します。

▼《社会資源として十分に活用され、地域の期待に応えられるチーム作り》

ア 特別支援学校からの体験実習依頼や、地域の障害のある方からの見学や体験実習依頼には積極的に応えます。

イ 利用者満足度の向上と事業所の魅力確立に向けて、各活動の名称を再整備した上で活動の内容及びその狙いや目的を職員間で共有し、1年間を通してマニュアル化

に取り組めます。

▼《利用者の立場に立った丁寧なチーム支援の実践》

- ア 利用者本人の意思に基づく選択や決定を支援するためにはあらゆる場面で分かりやすい説明が必要であることから、職員は何気ない日常においても相手の立場を想像し、分かりやすい説明の手段をチームで検討し、実践します。
- イ 意思決定を支援していくためには利用者の何気ない動作や視線も重要な要素になるため、特別に用意された選択場面以外にも気を配り、思いや願いが垣間見れた瞬間を記録化し、個別支援計画に反映させます。
- ウ 3カ月に1度、職員は自己の業務姿勢や利用者との関わりを見つめ直すセルフチェックを実施します。無意識な行動を意識化させることで行動変容を促し、業務を通じた自身の成長に気付けるようにします。

④ いぬくら（利用定員 20 名）

▼《地域の社会資源を活用した活動の充実》

少人数グループでの飲食店の利用や日用品の買い物など身近な社会資源を活用するために年間を通じた具体的な計画案を作成し、その後の検証を行います。

また、天候等に応じて、近隣への外出の機会を増やし、外出活動の充実をはかります。

▼《身体機能の維持に向けた取組みの推進》

身体機能の維持のために、理学療法士による評価をもとにした個別の機能訓練マニュアルに基づき、機能訓練を実施します。また、歯科医による摂食相談や評価をもとに、安全な食事提供をします。

▼《日々の暮らしを支えるための関係機関とのつながりの強化》

日々の暮らしの中で生じる困りごとに対し、相談支援事業所や在宅サービス等の事業所と連携を図り、情報共有や支援の協力関係を強化します。

また、利用者、ご家族の今後の生活の備えについて、お便りなどで利用できるサービス等の情報発信をします。

⑤ 小向このはな園（利用定員 40 名）

▼《社会参加の拡大》

利用者自身の関心や強みを活かして創作活動やその他の日中活動に取り組み、社会参加の機会を拡大します。また、利用者個々の年齢や障害特性などの状態に合わせて取り組むことで、将来の地域での本人らしい暮らしにつながるよう、必要な生活の力を習得できる機会を具体的に計画し提供します。

▼《わかりやすいコミュニケーションと意向確認の重視》

絵カード、写真、動画、現物など一人ひとりに合わせた多様なコミュニケーション方

法により、情報をわかりやすく伝えます。状況を理解して、自身の思いに基づいた選択や行動ができるよう支援します。また、選択の機会の拡充とともに、日常のあらゆる場面で利用者本人の意向を確認する過程を大切にします。自身の思いを表現し、選択を行った経験を振り返り、その結果に対する実感や気づきを共有できる機会を設けます。

▼《成長を続けるチームづくり》

職員一人ひとりの成長をサポートし、利用者の多様なニーズに応えるためのチーム支援を実践します。チーム内で専門知識・技術の共通理解を高めることとともに、社会の変化を捉えて常に学び、成長し続けるチームづくりに取り組みます。

⑥ 北部身体障害者福祉会館作業室（利用定員 20 名）

▼《地域交流機会の拡大に向けた取り組み》

自主製品の販売の機会、創作活動の作品の発表の機会、地域のイベントの機会を充実させるとともに、地域の小学校や中学校等との交流が再開できるよう働きかけます。

▼《活動の計画的な実施の推進》

年間、月間予定に基づき、利用者の利用曜日、会館の空き室状況、自主製品製作スケジュール、外部作品展の出展案内等を利用者会で提示します。実施の目的を利用者とも共有しプログラムを立案し実施します。

▼《新規利用者の受け入れ拡大の取り組み》

事業所の定員確保に向け、相談支援事業所や中部リハビリテーションセンター、特別支援学校等との連携を図り、新たな利用者の確保に努めます。

◎ 就労継続支援 B 型事業所

わーくす高津（利用定員 30 名）

▼《作業能力を引き出し、高められるような適切な作業支援の推進》

利用者の障害特性や適正に合わせ、作業の細分化や治具の工夫等を行うことで、作業能力の可能性を引き出し高められるよう支援します。

▼《日常生活に活かせる生活スキルの向上と定着に向けた取り組み》

実際の生活場面にスポットを当て、主に手洗いや身の衛生管理などのセルフケアをテーマとし基礎的な知識、技能を学び日常生活の中で意識して身につけられるよう、月間で計画し実施します。

▼《新規利用者の受け入れ拡大の取り組み》

事業所の定員確保のため、相談支援事業所や就労援助センター、特別支援学校等との連携を図り、見学や実習依頼に積極的に対応し、新たな利用者の確保に努めます。

【身体障害者福祉センター】

北部身体障害者福祉会館

▼《会館からの情報発信》

利用団体向けのお知らせや利用団体の活動紹介、作業室及び川崎市わーくす高津の活動の様子などを積極的に広報するため、これまで以上に広報の拡充を図るとともに、常に新しい情報を発信できるよう努め、障害福祉に関する啓発を行います。

▼《利用しやすさの向上と障害者差別解消法に基づく合理的配慮》

各部屋の空き状況の確認がしやすく、分かりやすい仕組みは継続課題として取り組みます。不便に感じる利用者の声や要望などを受け付ける意見箱と要望書の活用促進を図り、年度内に案の策定を行います。

障害を理由とする不便さに関する申し出があった場合には、合理的と考えられる範囲の中で必要なサポートや対応をします。

▼《防災・防犯体制の継続》

地震・火災・水害・不審者を想定した防災訓練を継続的に実施します。訓練の実施に当たっては、3事業合同の防災委員会が中心となり、発災後の短期及び長期の対応について事業継続・再開計画（BCP）の更新も合わせて行います。

誰もが利用できる事業特性上、誰でも入れる建物となっていることを常に意識し、防犯カメラモニターで、人の往来をこまめに確認します。入館者にはすぐに挨拶の声掛けを行うことで、不審者に対する初期警戒の体制を常に心がけます。

(2) 桜の風及び陽光ホーム

① 桜の風（定員：施設入所支援 50 名・生活介護 44 名・短期入所 15 名）

▼《地域の社会資源としての役割の明確化》

地域移行後のユニットの居室を有効活用するため、計画的に入所調整会議を開くことで、地域の入所施設での支援を必要としている方のニーズに応え、事業所の社会資源としての役割を果たします。

また、地域での生活を支えるために、強度行動障害の状態にある方など在宅等での生活に困難さを抱えている方の一時的・集中的支援のためのミドルステイの相談や利用、緊急的な受け入れの充実を図り、「地域生活支援型」施設としての役割を強化します。

短期入所においては、強度行動障害の状態にある方へ支援の充実や、看護体制を調整した医療的ケアのニーズへの対応力を高めることで、短期入所の利用が必要とされる方が利用しやすくします。

▼《丁寧な支援の展開による権利擁護の徹底》

利用者の適切な支援につながるよう、日々の支援内容を複数の立場から確認し、適正に支援を行います。また、支援内容を振り返ることで、利用者の意思決定につながるよう、利用者の行動や反応等を記録します。

金銭管理については、出納簿や預り金を 1 週間ごとにユニット金銭担当が確認し、ユニットリーダーも確認することで、適切に管理します。また、使用内容も確認することで、必要なことに使用できているか確認します。

▼《組織的な運営と適切な業務進行の実施》

安定した利用者支援や事業運営が行えるよう、全ての職員が事業所の一員として、事業全体に携わっていることを認識し、事業の進行やサービスの質の向上に努めます。

事業全体の意識付けについては、年間の事業所運営の方針や実施内容を事業計画説明会や面談を通して周知し、意識した勤務につなげます。

事業進行を確認するために、日々の報告、連絡、相談を徹底します。報告等については各職員からリーダー、リーダーから施設長補佐、施設長補佐から施設長と、組織的な体系を意識し、スムーズに行います。

▼《地域移行や意思決定支援に関する知識の理解促進》

地域移行コーディネーターが参画する川崎市入所施設からの地域移行推進会議の取組みに職員が関心を持ち、「川崎市入所施設からの地域移行業務ガイドライン」の内容の理解を促進するとともに、地域移行等に関する意思決定支援について、「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル（厚生労働省）」の内容を周知し、理解を促進します。

② 陽光ホーム（利用定員 16 名）

▼《安心・安全な生活環境の提供》

快適に気持ちよく暮らせる環境となるよう、建物設備等の安全性を維持し、老朽化を防ぐためのメンテナンスを強化します。

また、ホーム建物外の美観の確保や建物内の整理整頓を徹底し、共有スペースの清潔維持を促進します。

そのために、男性棟と女性棟がそれぞれで対応するだけでなく、陽光ホーム全体として課題認識し、一体的に取組めるよう促進します。

▼《地域生活体験事業の推進》

地域生活体験希望者の確認や入居希望者においても、見学の積極的な受入れを行い、陽光ホームでの体験的な利用を経験し、地域での本人の望む暮らし方の検討のための支援を行います。

▼《地域移行の推進》

関係機関と連携して利用者一人ひとりの希望する暮らしを実現できるよう意思決定支援を実施します。

本指定管理期間を持って事業廃止が決まっていることを踏まえ、陽光ホーム入居者には、新しい生活の場への移行に向けた支援として、見学や体験、必要に応じ通所先の検討も行いながら、円滑に移行できるよう支援します。

(3) 南部及び北部地域生活支援室

(南部及び北部並びに西部生活ホーム運営センター)

第1・第2・第3・第4・第5・第6・第7・第9・第10生活ホームいくおう及び生活ホームいくおう・北加瀬並びに第1神木・第2神木・上作延(総利用定員68名)

▼《生活ホーム運営センターの安定した運営の推進》

生活ホーム運営センターの職員を中核とし、円滑な生活ホームの運営ができるよう、生活ホーム運営センターの機能強化を図ります。そのために、通常の世話人による勤務体制の安定化を図り、支援の内容や質の向上、不測の事態への対応などを生活ホーム運営センターが担える体制づくりに努めます。

連携施設や通所事業所等との連携関係を強化し、必要な応援の要請等を具体的に示しながら調整します。

▼《組織的な運営の強化》

法人本部事務局、南部生活ホーム運営センター、北部・西部生活ホーム運営センター、陽光ホームの管理職が合同で実施するグループホーム管理者ミーティングを毎月開催し、法人本部事務局との連携を図ります。

また、経営企画会議、総務委員会およびグループホーム連絡調整会議において、ホーム建物の老朽化の課題や支援体制の確保の取り組みについて共有を図ります。

併せて空室が生じた際の新たな希望者の入居調整については、生活ホームいくおう等入居調整会議実施要項に基づく円滑に執り行います。

▼《世話人とのコミュニケーション強化》

世話人に対して個別に面談を行い、世話人業務の再確認と、利用者に対する丁寧で、きめ細かい支援ができるよう世話人へのレクチャーを丁寧に行います。

また世話人が不安に感じたり、疑問をため込まないよう、適宜コミュニケーションが取れる環境づくりを行います。

▼《暮らしの環境変化への対応》

生活ホームの建物の老朽化の課題や、利用者自身の状態の変化など、生活の全体像を捉えながら、暮らしに必要な支援を提供するため、新規ホームの開設や移転などについて具体的に検討します。その際には、地域や家庭、通所先事業所等の関係機関との連携

を図りながら混乱や不安のないような支援に努めます。

▼《ICTを活用したシステム等の有効活用》

職員の就業管理システムや利用者の生活支援システム・ケアカルテの有効活用により、業務の効率化を図ります。

(4) 相談支援室

計画相談センターいくおう

▼《着実な業務の遂行》

利用希望者に対する意向の確認、サービス等利用計画の作成、モニタリング等に関する業務および関連する事務処理、自立支援費請求等の業務について、適切で着実な実施体制を確立します。

▼《組織体制の確立》

業務進捗について情報を集約・共有・把握し、業務スケジュールの管理と役割分担を明確に行うなど、組織的な業務遂行体制を確立します。

▼《円滑なサービス調整とサービス提供事業所との連携》

利用事業所と利用者の現状を把握、情報交換を行い変化に伴う相談やサービス調整が円滑に進むよう連携を図ります。

また、サービス提供事業所の作成する個別支援計画の交付を受け、生活の全体像を意識した総合的な支援を提供できるよう連携を図ります。